

玉村町建設工事等に係る予定価格の事前公表要領

平成18年4月1日

要領第2号

改正 平成23年2月17日要領第3号

平成25年3月4日要領第1号

平成27年3月31日要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、玉村町における入札及び契約手続の透明性の向上と公正な競争の促進を図るため、入札執行前に行う予定価格の公表（以下「事前公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 事前公表の対象とする入札は、次のとおりとする。

種別	設計金額
建設工事	1,000万円未満のもの
測量・建設コンサルタント委託業務	500万円未満のもの

2 事前公表の対象外とする入札は、種別が役務委託、物品その他前項に該当しないものとする。

3 随意契約とする場合は、対象外とする。

(公表の内容)

第3条 事前公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(公表の期間)

第4条 事前公表の期間については、入札の公告又は指名の通知をした日から入札執行日までとする。

(公表の方法)

第5条 事前公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札の公告への記載
- (2) ぐんま電子入札共同システムへの掲載

(入札の執行条件)

第6条 事前公表した入札については、玉村町財務規則（平成12年規則第17号）

に定めるもののほか、次の事項を執行条件とする。

- (1) 入札回数は1回とし、再度入札は、行わない。
- (2) 予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- (3) 町長は、必要があると認める場合には、入札参加者に対し、積算内訳書の提出を求めることができる。この場合において、入札参加者が積算内訳書を提出しないときは、当該入札は、無効とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。